

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月13日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレイポンプ用電動機点検において、上部ブラケットロックピンネジ部にナットの噛み込みが認められたため、当該ロックピン及びナットを交換。	G	
2	1号機	高圧炉心スプレイポンプ用電動機点検において、上部ブラケット部の気抜管取付時に当該品に破損(締め付け過ぎによる)が認められたため、当該気抜管を交換。	G	
3	1号機	循環水ポンプ(C)用電動機点検において、サーチコイル端子箱の腐食及び浸水、スペースヒータ端子箱接続のフレキシブル電線管に亀裂が認められたため、サーチコイル端子箱を補修及び電線管を交換。	G	
4	1号機	発電機水素ガス冷却装置水素ガス機内圧力検出器点検において、同検出器点検後の出力信号測定において動作不良(出力がない)が認められたため、当該出力信号回路を調査後対応検討。(計器単品の機能確認異常なし)	G	
5	4号機	除染廃液受ポンプ(A)運転中、同ポンプメカシール部より漏えい(1滴/秒程度)が認められたため、当該ポンプを停止させると共に対応検討。	G	
6	4号機	補機冷却海水系電解鉄イオン注入流量指示計入口管ドレン弁において、シートリーク(鉛筆の芯1本程度)が認められたため、当該弁を補修。	G	
7	4号機	中性子計装系起動領域モニタ(H)記録計において、指示値不良(ペンの引っかかり)が認められたため、当該記録計を点検。	G	
8	その他	水処理装置凝集助剤溶解機希釈水流量計において、フローグラス部に汚れが認められたため、当該流量計を点検清掃。	G	
9	その他	水処理装置シャワー用水配管において、腐食が認められたため、当該配管を補修。	G	
10	その他	水処理設備水酸化イオン廃液ポンプ流量計において、指示値不良(ポンプ停止中に指示あり)が認められたため、当該計器を点検。	G	
11	その他	協力企業センター(D)棟1階に設置される自動火災報知設備において、同棟各階に設置されている発信器と1階に設置されている自動火災報知設備受信機をむすぶ点検用電話の受信機側プリント基板故障により、電話呼び出し音が鳴動(火災報知設備の作動音と誤解)したため、当該呼び出し音ブザーを切り離すとともに電話機プリント基板を修理。	G	